

兵庫県公報

平成23年3月18日 金曜日 第2270号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
告 示	
○管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	2
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	3
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	3
○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	5
○家畜の検査の実施（同）	5
○同上（同）	5
○同上（同）	8
○家畜の予防注射の実施（同）	9
○中都市計画道路事業の認可（平成23年近畿地方整備局告示第42号）（道路街路課）	9
○中播都市計画道路事業の認可（平成23年近畿地方整備局告示第43号）（同）	10
○中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	10
○同上（同）	11
○同上（同）	11
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	12
○平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（同）	12
○都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	13
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	13
○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	14
公 告	
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	15
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	15
○落札者等の公示（管理課）	15
選挙管理委員会告示	
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	16
教育委員会規則	
○個人情報の保護に関する条例施行規則及び情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	17
○勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則	18
○兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則	18
教育委員会告示	
○兵庫県指定重要有形文化財の指定	19

公布された法令のあらまし

- 個人情報の保護に関する条例施行規則及び情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）
附属機関設置条例の一部改正により、情報公開審査会及び個人情報保護審議会を統合し、情報公開・個人情報保護審議会とすることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
独立行政法人日本学生支援機構の奨学資金貸与事業が県に移管され、県の奨学資金貸与事業と統合されたことにより、当該法人から奨学金の貸与を受けている者がいなくなったこと、また、統合された奨学資金貸与事業の一部が社団法人兵庫県高等学校教育振興会において実施されるようになったことに伴い、貸与対象者の要件について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）

兵庫県立総合体育館の中体育室、小体育室及び格技室Aの空調設備設置に伴い、附属設備の利用料金の基準額を新たに定めることとした。

告 示

兵庫県告示第291号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 主催者の名称及び住所

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏

住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

所在地 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日 程	第1回	第2回
第1日	平成23年10月24日（月）	平成23年11月14日（月）
第2日	平成23年10月31日（月）	平成23年11月21日（月）
第3日	平成23年11月7日（月）	平成23年11月28日（月）

4 講習会場の名称及び所在地

名 称 兵庫県農業共済会館

所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3

電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
30名	30名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第292号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 主催者の名称及び住所

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏
住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日 程	第1回	第2回	第3回
第1日	平成23年9月12日(月)	平成23年10月24日(月)	平成23年11月14日(月)
第2日	平成23年9月26日(月)	平成23年10月31日(月)	平成23年11月21日(月)
第3日	平成23年10月3日(月)	平成23年11月7日(月)	平成23年11月28日(月)

4 講習会場の名称及び所在地

名 称 兵庫県農業共済会館
所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回	第3回
150名	120名	120名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第293号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日

さが耳鼻咽喉科クリニック	嵯峨 知江	神戸市東灘区魚崎中町4-6-15 第二松原ビル101号室	平成23年3月1日
おおにしハート歯科	大西 啓介	同 市同 区住吉本町1-11-28	平成22年6月1日
岡本グローバル薬局	有限会社グローバル薬局 代表取締役 川上 哲司	同 市同 区岡本1-6-12 有本ビル1F	平成23年2月1日
なの花薬局 六甲アイランド店	株式会社共栄ファーマシー 代表取締役 船本 一宏	同 市同 区向洋町中2-13	同 年3月1日
神鋼ケアライフ株式会社 訪問看護ステーションとして岡本	神鋼ケアライフ株式会社 代表取締役社長 佐伯 壽一	同 市同 区岡本2-10-15	同 年2月1日
とくこだクリニック	医療法人社団 もものみ会 理事長 徳小田 康秀	同 市北区有野中町2-18-5	同
訪問看護ステーションありま	医療法人 甲風会 理事長 松浦 役兒	同 市同区有野中町2-2-12 ジュネス北神戸103号	平成23年2月24日
おじま眼科クリニック	医療法人社団 おじま眼科 クリニック 理事長 尾島 知成	同 市垂水区日向2-1-4 垂水駅前ゴールドビル3階	同 月1日
山崎眼科クリニック	医療法人社団 明眸会 理事長 山崎 小百合	同 市西区桜が丘中町1-1-10	平成17年4月1日
曙町さくら薬局	株式会社グッドプランニング 代表取締役 吉田 盛範	同 市同区曙町1096-3 曙ビル1F	平成23年3月1日
笹山歯科医院	医療法人社団 笹山歯科医院 理事長 笹山 富生	姫路市東夢前台2-57-7	同 年2月1日
さわだ整形外科	医療法人社団 さわだ整形外科 理事長 澤田 元幸	尼崎市塚口町1-12-8 青山塚口ビル2F	同
内藤クリニック	内藤 成敏	同 市南塚口町1-30-10	平成23年2月9日
キョウエイ調剤薬局 武庫之荘店	有限会社ドラッグ・ワイ・アンド・エム 代表取締役 皆木 義郎	同 市武庫之荘東1-1-16	同 月1日
あしたクリニック	千郷 雅史	明石市大明石町1-3-3 エスポワ明石2階	同
白矢歯科医院	白矢 泰三	同 市人丸町4-13	同
ひらいクリニック	医療法人社団 ひらいクリニック 理事長 平井 康純	西宮市南甲子園1-1-1	同
森耳鼻咽喉科	森 正	洲本市下加茂1-1-36	平成22年5月1日
平林医院	平林 弘久	芦屋市浜町9-5-101	平成23年2月1日
いとう眼科クリニック	伊藤 健	同 市浜町10-5 タカダメディカルビル1F、3F	同 年3月1日
アルカ 加古川西薬局	株式会社 ナガタ薬品 代表取締役 中島 康伸	加古川市西神吉町岸100-2	同 年2月1日
整形外科 よしはらクリニック	良原 久浩	宝塚市安倉南1-17-12	同 年3月1日
中山桜台薬局	株式会社 谷口薬品 代表取締役 谷口 辰也	同 市中山桜台2-2-1	同 年2月7日
多田の駅前薬局	株式会社コア 代表取締役 河上 晃庸	川西市多田桜木2-1-21 ディンプル多田1F	同 年3月1日
アルカ篠山中央薬局	株式会社 アルカ 代表取締役 中島 康伸	篠山市黒岡183	同
正垣耳鼻咽喉科クリニック	正垣 一博	養父市上箇153-1	平成23年2月1日

あいあい薬局 養父店	株式会社ネオシステム 代表取締役 島崎 透	同 上	同
医療法人社団 せいき医 院	医療法人社団 せいき医院 理事長 清木 孝祐	淡路市志筑1628-1	同
サルビア調剤薬局	有限会社 サンミ企画 代表取締役 北村 泰亨	揖保郡太子町蓮常寺102-1	平成22年11月1日



兵庫県告示第294号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。
平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	照村土井、茂初波、広阿津土井、柏菊土井、照憲 土井、丸尚土井、宮萩正



兵庫県告示第295号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日
平成23年 4月1日から平成24年 3月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) 酵素免疫測定法
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査



兵庫県告示第296号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 搾乳の用に供する牛の結核病検査
 - (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
神戸市西区、姫路市、洲本市、伊丹市、豊岡市(平成17年 3月31日において城崎郡日高町であった区域

を除く。)、西脇市、宝塚市、川西市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市(平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域)、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

3 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 凝集反応検査

イ 酵素免疫測定法

ウ 補体結合反応検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ 酵素免疫測定法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ ヨーニン検査

カ 細菌検査

5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ 酵素免疫測定法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ ヨーニン検査

カ 細菌検査

6 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

7 鶏のひな白痢検査

(1) 実施の目的

鶏のひな白痢の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

8 県外に移動するみつばちの腐そ病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐そ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動するみつばち

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査



兵庫県告示第297号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成23年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家さんの高病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家さんの高病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家さん農場で飼育している家さんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家さん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家さん

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応検査)

イ ウイルス分離検査

ウ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

エ イバラキ病

オ 牛流行熱

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）

(4) 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第298号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成23年3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

(2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

4 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中都市計画道路事業の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第42号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

中都市計画道路事業

3.5.1号中町西線

3.4.510号中町東線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成23年3月3日から平成27年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県多可郡多可町中区曾我井字三反田及び字沢田、森本字上沢田、坂本字土井畑及び字友竹並びに糀屋字土井ノ後 地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第43号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3.4.607号揖保線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成23年3月3日から平成29年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県たつの市揖保町東用字久保田及び字村東並びに栄字カナヤ 地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3.3.507号内々環状西線

3 事業施行期間

変更前 平成14年7月9日から平成23年3月31日まで

変更後 平成14年7月9日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 525号熊見線
- 3 事業施行期間
変更前 平成18年 4月 4日から平成23年 3月31日まで
変更後 平成18年 4月 4日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 535号内々環状南線
- 3 事業施行期間
変更前 平成18年 6月27日から平成23年 3月31日まで
変更後 平成18年 6月27日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 3月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 3月18日から 2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 1 2 号	朝来市生野町口銀谷字中筋2257番3から 同 市生野町口銀谷字溝ノ内2204番2まで	旧	10.0から 32.0まで	214.0
		新	11.0から 32.0まで	214.0
県道 養 父 朝 来 線	朝来市物部字岡本1448番から 同 市物部字前田1476番1まで	旧	8.0から 14.0まで	153.0
		新	9.0から 15.0まで	153.0



兵庫県告示第305号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社アイゼン
 代表者の氏名 林 徹 治
 住所 たつの市揖保川町新在家207-7
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 揖保川アイゼン
 所在地 たつの市揖保川町新在家字下畑15番92ほか
- (3) 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課
 縦覧期間 平成23年 3月18日から同月31日まで
- 2 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社ウメダ
 代表者の氏名 梅 田 昇 利
 住所 三木市志染町広野1丁目256番地
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 T o o N P A R K 玉津店
 所在地 神戸市西区長畑町527-1の一部
- (3) 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課
 縦覧期間 平成23年 3月18日から同月31日まで



兵庫県告示第306号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

6の表を次のように改める。

番号	種別	地域又は場所	関係市町

1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐用町
2	第2種禁止地域等	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された丹南篠山口IC周辺地区、篠山城下町地区及び上立杭地区の区域	篠山市
3	第2種禁止地域等	篠山市のうち、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、北、野中、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、東新町、西新町、南新町、河原町、立町、池上、糰ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内、般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、野間、新荘、大熊、沢田、大谷、日置、上宿、野々垣、西荘、八上上、井ノ上、北島、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、泉、倉谷、佐貫谷、春日江、福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、二之坪、箱谷、小野新及び小野奥谷の区域（多紀連山県立自然公園、猪名川渓谷県立自然公園及び景観法第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された篠山城下町地区の区域を除く。）	篠山市



兵庫県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	大原町地区地区計画
宝 塚 市	阪神間都市計画地区計画	長尾台地区地区計画
川 西 市	同 上	けやき坂地区地区計画
同 市	同 上	東畦野山手地区地区計画
同 市	同 上	満願寺町地区地区計画
同 市	同 上	多田高見台地区地区計画
猪 名 川 町	同 上	広根ニューハイツ地区計画
小 野 市	東播都市計画地区計画	市場町南山地区地区計画



兵庫県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名 称	都市計画の種 類	都市計画の名 称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	
同 市	神戸国際港都建設計画公園	7.3.5号ポートアイランド北公園
尼 崎 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	尼崎臨海西部拠点地区地区計画
西 宮 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）緑地	10号海洋緑道
伊 丹 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
宝 塚 市	同 上	
同 市	阪神間都市計画地区計画	ふじが丘地区地区計画
川 西 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	清和台地区地区計画
同 市	同 上	阪急日生ニュータウン(川西市)地区計画
三 田 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	北摂三田フラワータウン地区計画
同 市	同 上	北摂三田ウッディタウン地区計画
同 市	同 上	北摂三田カルチャータウン地区計画
同 市	同 上	北摂三田テクノパーク地区計画
同 市	同 上	北摂三田第二テクノパーク地区計画
同 市	同 上	友が丘地区計画
同 市	同 上	つつじが丘地区計画
同 市	同 上	さくら坂地区計画
猪 名 川 町	同 上	猪名川パークタウン地区計画
小 野 市	東播都市計画下水道	小野市公共下水道
た つ の 市	西播磨高原都市計画地区計画	都市計画播磨科学公園都市第1工区（たつの市域）地区計画
上 郡 町	同 上	都市計画播磨科学公園都市第1工区（上郡町域）地区計画



兵庫県告示第309号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第12項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成23年3月31日とする。

平成23年3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置
桃山台第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目
尼崎東難波高層住宅駐車場	尼崎市東難波町3丁目
西昆陽鉄筋住宅駐車場	尼崎市西昆陽1丁目
明石清水鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町清水
高砂鉄筋住宅駐車場	高砂市西畑3丁目
川西東多田鉄筋住宅駐車場	川西市多田桜木1丁目

社上中鉄筋住宅駐車場

加東市上中 2 丁目

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A2138	平成24年 3月31日	神戸市垂水区	神戸県民局	平成23年 3月 2日
同 上	B62	同 年 2月29日	三田市	阪神北県民局	同 年 2月20日



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 篠山市東岡屋字武士目378番 1、378番 2、379番 1、379番 2、380番から383番まで、384番 1、384番 2 の一部、384番 3、385番 1、385番 2、385番 3 の一部
 同 市東岡屋字馬場屋敷390番 1、390番 2 の一部、390番 3 の一部、390番 4 の一部、391番から393番まで、394番 1、395番 1、396番、397番 1、398番 1、402番 1、402番 6 の一部、404番 1、404番 3 の一部、405番 4 の一部、407番 1 の一部、407番 4
 同 市東岡屋字鳥居前682番の一部、683番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 京都府福知山市字掘小字今岡2631番地の 2
 株式会社大仙 代表取締役 朴 良 薫
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成23年 1月27日
 兵庫県指合丹波（丹土）（建）第 1 - 2 - 2 号（22篠山）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 3月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 兵庫版道徳教育副読本（4種類） 526,800冊
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
 平成23年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所

- 船場印刷株式会社 姫路市定元町4番地の2
- 5 落札金額
34,395,543円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告をした日
平成23年1月7日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定し、及び指定した施設の名称及び所在地に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年3月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

表相生市の項中

「

相生市	相生市立若狭野多目的研修センター	相生市若狭野町八洞字五反田152-6
	陸自治会館	相生市陸本町1-3

」

を

「

相生市	相生市立若狭野多目的研修センター	相生市若狭野町八洞字五反田152-6
	陸自治会館	相生市陸本町1-3
	佐方福祉センター	相生市佐方1-14-17

」

に改め、同表丹波市の項中

「

丹波市	丹波市立柏原人権啓発センター	丹波市柏原町柏原5090
-----	----------------	--------------

」

を

「

丹波市	柏原人権啓発センター	丹波市柏原町柏原5090
-----	------------	--------------

」

に、

「

	丹波市青垣住民センター体育館	丹波市青垣町佐治114
--	----------------	-------------

」

を

「

	丹波市立青垣住民センター体育館	丹波市青垣町佐治114
--	-----------------	-------------

」

に、
「

丹波市立貝市会館	丹波市春日町国領1668
丹波市立七日市会館	丹波市春日町七日市303-1

を
「

貝市会館	丹波市春日町国領1668
七日市会館	丹波市春日町七日市303-1

に、
「

やまなみホール	丹波市山南町谷川1110
---------	--------------

を
「

丹波市立山南農村環境改善センター（やまなみホール）	丹波市山南町谷川1110
---------------------------	--------------

に、
「

丹波市立氷上保健センター	丹波市氷上町常楽211
--------------	-------------

を
「

丹波市氷上保健センター	丹波市氷上町常楽211
-------------	-------------

に、
「

丹波市立小川地域づくりセンター	丹波市山南町野坂288-3
-----------------	---------------

を
「

丹波市立小川地域づくりセンター	丹波市山南町奥125-6
-----------------	--------------

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

個人情報の保護に関する条例施行規則及び情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 3月18日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第2号

個人情報の保護に関する条例施行規則及び情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

(個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 個人情報保護に関する条例施行規則(平成9年兵庫県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第24号中「個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 情報公開条例施行規則(平成12年兵庫県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第11条(見出しを含む。)中「審査会諮問通知書」を「審議会諮問通知書」に改める。

様式第11号中「審査会諮問通知書」を「審議会諮問通知書」に、「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月18日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第3号

勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

勤労生徒奨学資金貸与規則(昭和50年兵庫県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第4号中「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金」を「社団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月18日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第4号

兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立総合体育館管理規則(昭和60年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表 2の部中

「

その他の設備及び器具等	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき	250円
	照明(全部点灯)	1時間につき	2,500円
	冷房(大体育室)	1時間につき	15,000円
	冷房(格技室B)	1時間につき	700円
	暖房(大体育室)	1時間につき	12,000円
	暖房(格技室B)	1時間につき	600円

」

を

その他の設備及び器具等	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき	250円
	照 明 (全 部 点 灯)	1時間につき	2,500円
	冷 房 (大 体 育 室)	1時間につき	15,000円
	冷 房 (中 体 育 室)	1時間につき	4,700円
	冷 房 (小 体 育 室)	1時間につき	2,300円
	冷 房 (格 技 室 A)	1時間につき	700円
	冷 房 (格 技 室 B)	1時間につき	700円
	暖 房 (大 体 育 室)	1時間につき	12,000円
	暖 房 (中 体 育 室)	1時間につき	3,800円
	暖 房 (小 体 育 室)	1時間につき	1,900円
	暖 房 (格 技 室 A)	1時間につき	600円
	暖 房 (格 技 室 B)	1時間につき	600円

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

平成23年3月18日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮 一

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
	堀家住宅 主屋 浜座敷 裏座敷 内蔵 乾蔵 二番蔵 浜蔵 三番蔵 四番蔵 五番蔵 大乾蔵 八番蔵及び九番蔵 六番蔵及び七番蔵			

重要有形文化財	建築物	東蔵 十番蔵 味噌部屋 柴小屋及び漬物部屋 コナシ部屋 養蚕部屋 牛小屋 裏座敷便所 長屋門 附 方除御守1枚 文化十三年の記のあるもの 浜座敷南門 西門 東門 露地門 オウラ北門 ヒガシカド北門 玄関東塀 南塀 北塀 オウラ東塀 裏座敷南塀 裏座敷東塀 宅地 4,410㎡ (たつの市龍野町日飼字前垣内291番地)	34棟	たつの市龍野町日飼字前垣内291番地、293番地1、293番地3、294番地1	堀 謙二
		大乘寺 客殿及び庫裏 附 棟札2枚 寛政六歳の記のあるもの、造営世話頭人の記のあるもの 旧畳骨13点 畳屋細工人等の記のあるもの 山門	2棟	美方郡香美町香美区森字鳥ノ橋860番地	宗教法人大乗寺
	考古資料	市之郷遺跡出土品	44点	加古郡播磨町1丁目1番1号	兵庫県 (県立考古博物館)